

(資料編)

---

計画図3の1



【凡例】

--- 横浜市景観計画区域  
(みなとみらい21新港地区)

景観重要公共施設

景観重要港湾施設

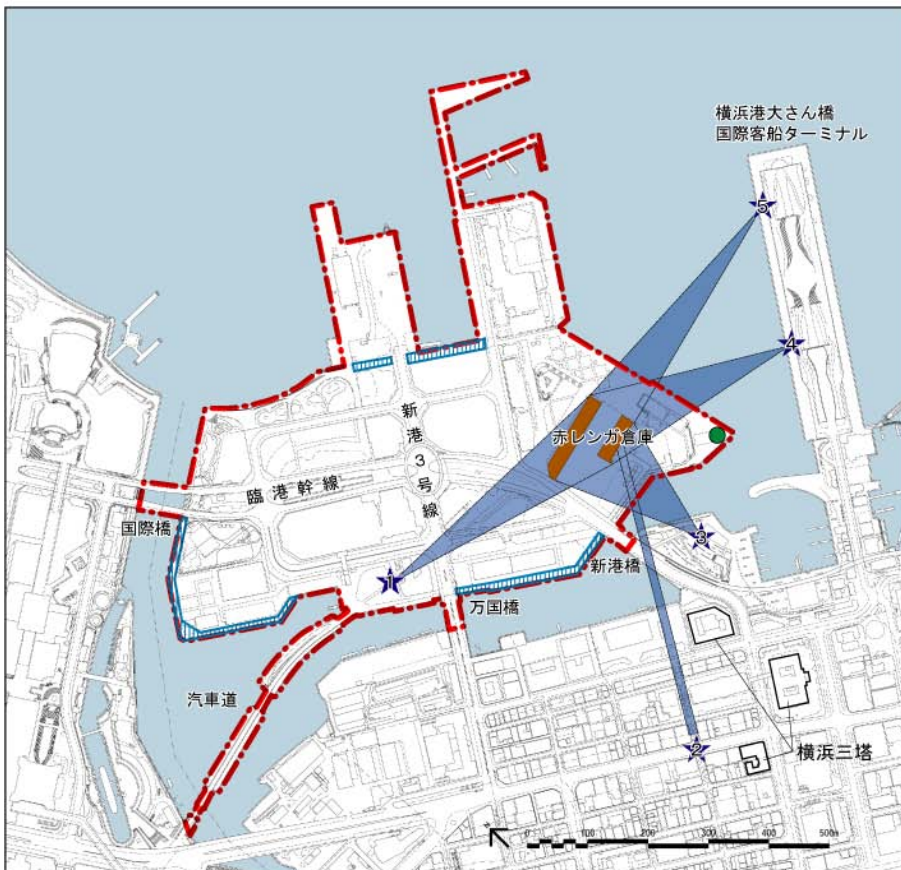
みなとみらい21新港地区内の全ての  
港湾法第2条に基づく緑地、道路

景観重要道路

みなとみらい21新港地区内の全ての  
道路法第2条に基づく道路

図名：計画図3の1  
横浜市景観計画（みなとみらい21  
新港地区）区域等  
縮尺：1/12,500

計画図3の2



【凡例】

--- 横浜市景観計画区域  
(みなとみらい21新港地区)

水際線プロムナード

★ 視点場

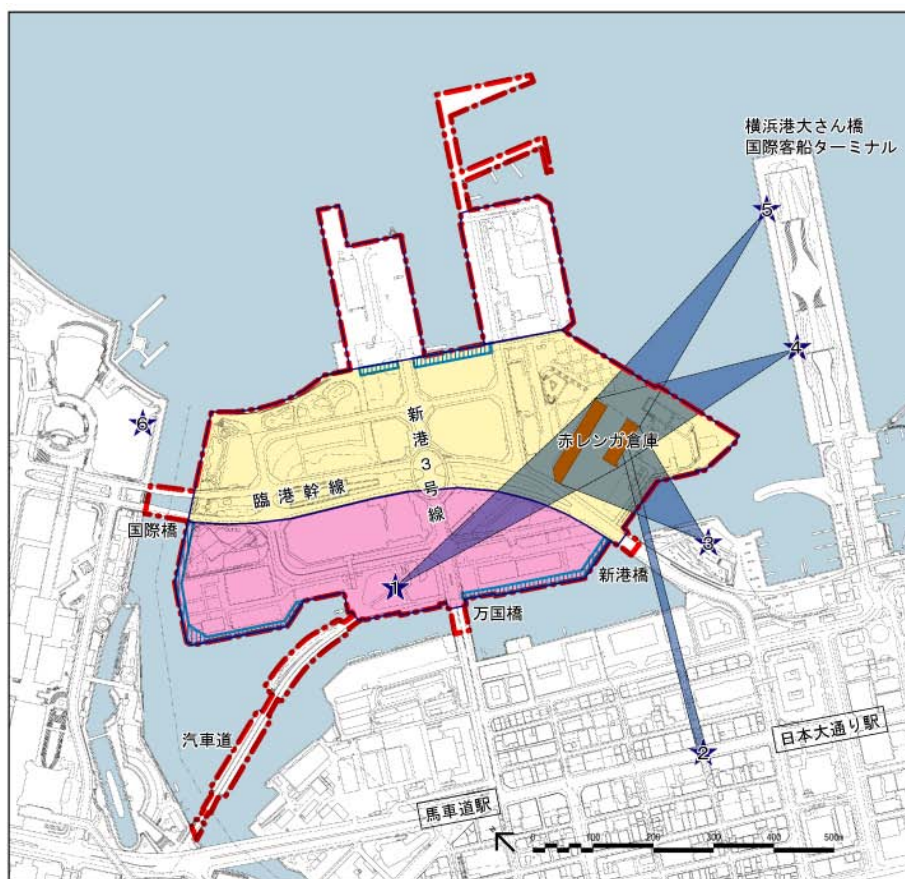
見通し景観軸

● 横浜三塔への眺望の視点場

図名：計画図3の2  
水際線プロムナード、視点場、  
見通し景観軸

縮尺：1/12,500

## 都市景観協議地区図



### 【凡例】

- みなとみらい21新港地区  
都市景観協議地区
- 水際線プロムナード
- ★ 視点場
- 見通し景観軸
- 都市景観協議地区A地区
- 都市景観協議地区B地区
- 都市景観協議地区C地区

図名：都市景観協議地区図  
 みなとみらい21新港地区都市  
 景観協議地区区域等  
 縮尺：1/12,500

## ■ 景観重要建造物の指定の方針

新港地区は、近代港湾発祥の地としての歴史性と、島としての個性を活かした街づくりにより、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。

- (1) 港湾機能の歴史や文化を伝える建造物
- (2) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (3) 新港地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

## ■ 景観重要樹木の指定の方針

新港地区の景観形成の要素としては、新港パークや運河パーク、赤レンガパーク、自動車などの緑地や、街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。このような新港地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 新港地区の歴史を伝える樹木
- (4) 新港地区の特徴的な街並みを構成する樹木

## 用語解説

### 〈建築物の部分〉

**建築物の低層部**：建築物の地上からの高さ 10m以下の部分。

**建築物の中層部**：建築物の地上からの高さ 10mを超え 20m以下の部分。

**建築物の高層部**：建築物の地上からの高さ 20mを超える部分。

### 〈色彩〉

**マンセル表色系**（まんせるひょうしょくけい）：色を定量的に表すもの（表色系）で、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表している。

**色相**（しきそう）：色味のこと。赤(R)系、黄赤(YR)系、黄(Y)系、緑黄(GY)系、緑(G)系、青緑(BG)系、青(B)系、紫青(PB)系、紫(P)系、赤紫(RP)系の環状に表される 10 種類からなる。ひとつの色相はさらに 1 から 10 までの数字を組み合わせて表示される（一般的には 2.5、5.0、7.5、10.0）。

**明度**（めいど）：色の明るさを 0 から 10 までの数値で示し、10 に近いほど明るい色になる。

**彩度**（さいど）：色の鮮やかさを示し、無彩色を彩度 0 として、数値が大きいほど鮮やかな色になる。

### 〈見通し景観〉

**見通し景観**（みとおしけいかん）：定めた視点場から、眺望対象である赤レンガ倉庫まで見通せる景観のことをいう。

**横浜三塔**（よこはまさんとう）：神奈川県庁本庁舎（キングの塔）、横浜税関本関庁舎（クイーンの塔）、横浜市開港記念会館（ジャックの塔）を総称して横浜三塔という。三塔を一望できるスポットは、横浜港大さん橋国際客船ターミナル、赤レンガパーク、日本大通りなどがあり、全てまわると願いがかなうと言われている。3月10日は“横浜三塔の日”。

**スカイライン**：建築物群の頭頂部などが空を区切って形成する輪郭。みなとみらい 2 1 中央地区のランドマークタワーからクイーンズスクエア横浜、パンパシフィックホテル横浜、パシフィコ横浜が形成するスカイラインが有名。

**シークエンス景観**（しーくえんすけいかん）：見る人が移動することで変化する一連の景観のこと。

### 〈照明〉

**色温度**（いろおんど）：光の色味を表す指標を色温度という。数値が低ければ赤みを帯び、高くなれば青白くなる。[単位：K（ケルビン）]

**ライトアップ**：夜間に公衆の観覧のために、一定期間継続して建築物等の外観に行う照明（景観法でいう特定照明）。

### 〈屋外広告物〉

**壁面看板**（へきめんかんばん）：容易に公衆の目にふれる建築物その他工作物及び地下道の壁面を利用するもの。

**屋上看板**（おくじょうかんばん）：建築物から突出して設置する屋外広告物で、建築物の上部に設置するもの。

**広告塔及び広告板**（こうこくとうおよびこうこくばん）：地上に独立して設置する屋外広告物。

**そで看板**（そでかんばん）：建築物から突出して設置する屋外広告物で、建築物の壁面の側面に設

置するもの。

**箱文字**（はこもじ）：チャンネル文字とも呼び、文字部分のみの厚みのある形状で、下地のないもの（切り文字のこと）。

#### 〈その他〉

**近代港湾**（きんだいこうわん）：岸壁、上屋、倉庫、起重機、鉄道等が整備された港湾。

**みなとの機能**（みなとのきのう）：客船など船舶の係留施設やふ頭及びそれにかかわる土地利用。

横浜市港湾局企画調整課

平成22年1月発行

〒231-0023

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045(671)7342 FAX:045(671)7310



横浜市港湾局